

令和6年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和6年3月5日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 成瀬千恵子君
総務部長 林保克君	参事（税務担当） 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事（健康保健担当） 金澤一徳君	環境経済部長 鳥居靖久君
建築部長 内田守君	上下水道部長 石川正樹君
消防長 小山哲夫君	教育部長 菅沼秀浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 大須賀 龍二 君

○議長（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りします。

昨日に引き続き、議場において議会事務局職員が議会だより用の写真撮影をいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定

しました。

ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江 徹君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14人であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 田境 毅君及び8番 石原 昇君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内といたします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは昨日に引き続き、通告順に従い、質問を許します。

9番、都築幸夫君の質問を許します。

9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問させていただきます。

自転車は通勤・通学、買い物など日常生活における身近な移動手段として、またサイクリング等のレジャーやスポーツなど、様々な場面で幅広い世代の方に利用されている乗り物であります。

またゼロカーボンシティの実現や健康寿命の延伸など、自転車利用のニーズは高まっています。持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るために、第2次自転車活用推進計画が令和3年5月に閣議決定されました。

4つの大きな目標を掲げています。自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成。自転車事故のない安全で安心な社会の実現。サイクルスポーツの振興等による健康、長寿命社会の実現。サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現などであります。

以上の目標を参考にしながら、本町での安全安心な自転車活用をどう進めていくのかについて、質問してまいります。

まず幸田町で日々の自転車利用者がどれくらい見えるのか、3中学校、高校生の自転車通学者、JR3駅利用の自転車通勤者、以上について伺います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 幸田町内の自転車の利用者数としまして、それぞれ聞き取りを

中学校・高校生につきまして行っております。

中学生につきましては教育委員会へ聞き取りを行いまして637人、高校生につきましては幸田高校へ聞き取りを行いまして432人でございました。

3駅の自転車利用者につきましては、昨年の11月、産業振興課が実施をしております放置自転車の調査結果報告より、3駅の自転車駐車台数は幸田駅が719台、相見駅397台、三ヶ根駅128台、合わせまして1,244台でありまして、一部放置自転車等が含まれているものと考慮をいたしましても、3駅合わせ約1,200人の方が自転車を利用し、通勤・通学をされているものと理解をしております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） ありがとうございます。中学生、幸田高校生それからJR3駅の利用者を合わせますと、今の説明でありますと2,269名の方が毎日自転車で利用されているということが分かりました。

2年前の2021年の12月の一般質問で同じ質問をいたしました。そのときは、日々の利用者が2,155人でありましたので、2年前に比べると今のほうが158人増えていることになります。

3駅の利用者に着目しますと、3駅の自転車利用者いずれも増えておりまして、三ヶ根駅が24人、幸田駅が60人、相見駅が105人と、3駅合わせますとこの2年で189人の利用が増えていることが、分かります。

幸田町は、非常にコンパクトなサイズの町でありまして、JR駅が3駅がございます。幸田町はJR駅を使った自転車を利用しやすい町だというふうに思います。利用者は日々1,200人ほどであるということで、年々増加しております。

こういった町民ニーズに応えるためには、駐輪場の整備は必須事項であります。先日、幸田駅東駐輪場を見てまいりました。この駐輪場は、5年ほど前に屋根付きに整備されています。駐輪場には幅40メートルほどで自転車設置箇所が8列ございまして、6列は屋根つきに整備されています。残りの2列は屋根がなくて、約100台の自転車が野ざらしの状態になっておりました。ぜひ、この幸田駅駐輪場の屋根なしの駐輪場に、屋根をつけていただきたいと思います。お願いいたします。

それからJRの相見駅ですけれども、東口南駐輪場このアスファルト舗装した箇所に、白線枠で引かれた枠内に約100台の自転車がランダムに停められていたわけでありましたが、今、野ざらしになっておりますこの相見駅の駐輪場も、屋根つきに整備をぜひお願いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 町内のJR3駅にある駐輪場につきましては、今議員おっしゃっていただいたように、日々多くの方々に利用をしていただいているところでございます。

幸田駅前の駐輪場につきましては、平成30年度に大規模な屋根設置工事を実施をしたところでありますが、一部箇所につきましては当時、周辺道路等が整備中だったこともあり、屋根の設置を見送った経過がございます。今回、議員から改めてぜひこの箇所にも屋根の設置をとということでございます。

現状といたしまして、新設をされた駅南ロータリーと駅を結ぶ中央通路がございますが、これの県道側、県道側の約40台、それから反対のJR軌道側になりますけども、約60台、合わせて約100台程度が、屋根のない場所に駐輪をされている状況でございます。

この屋根の設置につきましては、以前整備を見送った県道側の約40台分につきましては、今後設置に向けて現場踏査し、利用状況の調査等も実施しながら、第2期工事として動いてまいりたいと考えております。

一方、JR軌道側の約60台分につきましては、実はこの場所はそもそも駐輪可能な指定場所ではないということもございますので、今後、2期工事の実施のタイミングに合わせて、議員の言われる利用者の増加への対応も含め、空き駐輪スペースへの誘導、それから整理駐輪の周知など、駐輪場全体を見渡して、ルールを守ってかつ気持ちよく利用していただけるような対策を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、今御提案いただいた相見駅の関係でございます。相見駅東口の南側にある駐輪場につきましては、これも議員が言われるように舗装はされているものの、白線が引かれただけの屋根のない駐輪スペースとなっております。

この土地につきましては駅前の優良地ということもあり、相見地区のまちづくりの計画策定段階から、交番誘致などの公共的な土地利用を図る候補地として位置づけられた町有地でございます。このような理由から今現在、当該土地については駐輪場としては使用するものの、屋根設置までの計画はないため現状での利用をお願いしたいと考えております。

なお、相見駅での駐輪場の利用状況につきましては、幸田駅と同様、増加をしてきております。管理者といたしましては、例えば駅東口の北側の少し離れた場所にあつて、現状、利用率もあまり高くない駐輪場につきましては、屋根設置を検討しながら、その場所への利用者の誘導を図るなど、こちらにつきましても利用者増加への対応をあわせて考えてまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次は、自転車利用者が自分の身を守るためのヘルメットの着用についてでございます。

令和3年10月1日より、愛知県ではヘルメット着用が努力義務になりました。あれから2年半になりますけども、ヘルメットかぶってる方は非常に少ないように思います。本町でのヘルメット着用率について調査されているようでありましたら、よろしく報告をお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 町内におきます自転車乗車用ヘルメットの着用率でございます。

今年1月、幸田駅におきまして通勤・通学時間帯に調査を行っております。中学生は100%、高校生が3.5%、一般の方19歳以上5.9%、全体で6.6%の着用率でございました。

幸田高校生につきましては、幸田高校へ聞き取りを行いましたところ、昨年10月の時点で2.5%でございます。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） 分かりました。ヘルメット着用率は、中学生を除いて非常に低いということで分かりました。

ヘルメット着用率を上げるはどうしたらいいのかということですが、向上案を二つ提案させていただきたいと思います。

一つ目ですけれども、現在ヘルメットの購入補助ですけれども、12 歳から 18 歳までと、それと 65 歳以上の高齢者の方に限られておるわけでありますが、購入補助のない 19 歳から 64 歳の一般成人にもヘルメット購入補助を出したらどうかというふうに考えれば、事前通告をしたわけでありますけれども、先日町長の施政方針の中で、令和 6 年度から一般成人にも購入補助を実施予定というお話をお聞きしました。その辺について、再度確認させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先の町長の施政方針では、ヘルメット購入費補助制度の継続、補助対象を全年齢に拡大ということが示されております。自転車乗用中の交通事故死の多くは、主に頭部の損傷によるものが原因でありまして、ヘルメットを正しく着用すれば、死者の割合はおよそ 4 分の 1 に低減すると言われております。

近隣の岡崎市、蒲郡市におきましても、昨年の 10 月から補助対象が全年齢に拡大をされております。本町におきましてもこれらを鑑みまして、これまで補助対象ではなかった、7 歳未満の未就学児、19 歳から 64 歳までの方、これらの方につきましても、令和 6 年 4 月 1 日から補助対象とする方向で進めております。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

ヘルメット着用率向上の二つ目の案でございますが、長野県松本市ではヘルメット着用を呼びかけるために、路面に表示する自転車走行のピクトグラム、絵ですけれども、ここにヘルメットの着用を呼びかけるため、路面標示自転車走行ピクトグラム上にヘルメットの着用をさせるということで、積極的に進めております。

幸田町もこれを採用したらどうでしょうか。ちょうど錦田幸田 1 号線道路にある自転車ピクトグラムを見てみますと、これはヘルメットをかぶっておりません。目立つようにヘルメットを着用させたらどうでしょうか。また県道芦谷蒲郡線など幅の広い歩道には、自転車専用の路面が設定されております。ここにもヘルメット着用のピクトグラムを表示したらどうかなと思いますが、これについてお伺ひいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 役場あたりから幸田駅前銀座までの町道錦田幸田 1 号線のピクトグラム、絵文字のことですけれども、等の交通安全対策は令和 2 年度に国の補助金を活用して整備をいたしました。茶色のヘルメットを着用したピクトグラムに変更して、自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務化されたことを啓発をいたします。また県道芦谷蒲郡線など県道につきましても、県に要望してまいります。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） どうもありがとうございます。ヘルメット着用が向上できるように、

期待したいと思います。

次は、安全安心で走れる自転車の道路環境整備についての質問でございます。

自転車は歩道と車道との区別のある道路では、原則として車道を通行しなければなりません。これは道路交通法第17条1項に記載されております。歩道上で自転車と歩行者とで事故が発生した場合は、自転車側が基本的に100%の過失を負うこととなります。こういった自転車と歩行者間の事故を防ぐために、歩行者・自転車が適切に分離された自転車通行空間の整備が必要とされまして、令和元年に自転車に関する道路構造令が改正されております。

幸田町では、こういった事故を防ぐための自転車と歩行者との分離は検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 幸田町の既存道路は、自転車通行帯を設置できるほど広くないため、自転車通行帯による自転車・歩行者の分離はできませんでした。そのために歩道のある道路では、歩道に自転車・歩行者専用標識を設置して、歩道内を交通ルールに従って自転車と歩行者共用とするよう行っていました。

今後整備する道路では、幸田駅前道路のように歩道を広くして、歩道内を自転車と歩行者に路面の標識で分離するやり方で進めてまいります。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 幸田町では、これまで自転車・歩行者専用標識を歩道に設置して、歩行者と自転車共用でやってきたということであります。

幸田町で歩行者と自転車の分離が必要だと思われる道路で、相見道路がございます。この道路は、幸田高校前の交差点から相見駅に通じる道路で距離にして約800メートル、歩道幅が4.3メートルと大変広い歩道のある道路であります。相見地区の小学生は、この歩道を幸田小学校への通学路として利用しております。相見通りの歩道には、自転車・歩行者専用の標識がありませんので、道路交通法に従うと自転車は原則車道を走らなければなりません。自転車の利用の方は、こういったルールを知らない方が多いと思います。普通はこういった広い歩道がございますと、自転車は歩道を走ります。この相見道路は小学校の通学路でありまして、児童の安全を守るためには、交通事故を防ぐための歩行者と自転車との分離が必要だと思いますが、この点についての考えをお伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 相見通りは、建設当時の基準では自転車等の交通量から歩行者と自転車の共存の歩道、いわゆる自転車歩行者道で整備いたしました。道路状況は急勾配の見通しの悪いカーブの道路線形であり、自転車の歩道通行可能の標識がないため、交通ルールでは自転車は原則、歩道を通行することはできませんが、交通状況や年齢により歩道を走行する場合は、自転車は歩道の車道寄りを徐行して走行することになります。

相見通りで自転車・歩行者を分離しようとする、既存道路では用地確保の観点から、歩道の拡幅や自転車通行帯の設置は難しいため、自転車は車道側、歩行者は外側の通行

を促す路面標示を設置し、歩道内での分離を図ります。また併せて歩道を走行する場合は、車道寄りを徐行して走行するといった交通ルールの啓発を行います。

以上の歩道内の分離と交通ルールの啓発のハードとソフトを組み合わせ、交通安全を図ってまいります。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） 分かりました。相見通りでは、歩道内の路面標示で自転車・歩行者の分離、それと交通ルールの啓発の組み合わせで交通安全を図るということで理解いたしました。

次に、自転車で安全安心で走れるように、道路整備についての質問でございます。町道芦谷高力線の菅田交差点から幸田消防署間の歩道は、自転車・歩行者専用になっておりますが、ここは幸田高校の生徒の自転車通学路にもなっております。歩道路面の凹凸が大変激しくて、ここは注意して走らないと危なくて、安心して走れません。地域からの要望がございまして、再々度の歩道の改善をお願いするものでありますが、ここを平たんに歩道整備をお願いしたいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 御質問の区間はマウントアップの歩道です。個人宅への乗り入れのための傾斜が歩道内で形成されているため、段差が生じています。今年度菅田の交差点から幸田セントラルボウルまでの特に段差が著しい7か所について改修工事を発注しましたので、全面が滑らかな歩道に改修をされます。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） 非常にコストパフォーマンスのよいやり方だなと思いますので、よろしく願いいたします。

次は自転車活用推進ということで、自転車利用の人にもっと、自転車利用の人をもっと増やすにはどうしたらいいかということについての質問でございます。

2 キロメートル以内の移動であれば、自動車よりも自転車のほうが早く移動できて便利であるという、国土交通省の自転車利用を推奨するデータがございます。自転車で走りやすいように道路を整備して、利用しやすい環境を整えれば、もっと自転車利用が増えるのではないかと考えました。

本町には、水と緑のネットワーク配置計画というのがございます。これは平成22年3月に制定されたもので、「幸田町緑の基本計画」の中にあります。14年ほど前に制定されておりますけれども、今でもまだ生きているものでございます。

水と緑のネットワーク配置計画の考えでありますけれども、市街地や集落地や駅など都市拠点を河川や道路の軸で結ぶことによって、公共交通の利用促進につながり、コンパクトな市街地形成を支えるものになるというものであります。この考えを適用しまして、町内の1級河川である広田川、舟山川、赤川、相見川、尾浜川を利用しまして、堤防を舗装整備して町道・県道とリンクすれば、この水と緑のネットワークの自転車道が形成できます。これができるのと、三ヶ根駅、幸田駅、相見駅、それに道の駅筆柿の里、この4つの4駅でありますけれども、各集落が河川を通じてリンクできます。安全に快適に通勤・通学など自転車利用ができるようになります。そしてサイクリングなどの自転車

道として利用でき、健康増進にも活用できます。

町内の1級河川の堤防と舗装整備しまして、自転車利用のネットワーク、水と緑の自転車道ネットワークをつくったらどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 幸田町緑の基本計画の中に水と緑のネットワークの配置計画があり、その中で本町の都市拠点や都市公園、身近な自然、観光施設、巨木などの緑の拠点を、道路や河川などの緑の軸で結ぶことにより、水と緑のネットワークを形成するとしています。

水と緑のネットワークとして、市街地や集落等都市拠点を河川や街路樹等のある道路を緑の軸で結ぶことにより、公共交通の利用促進につながり、コンパクトな市街地形成を支えるものとなり、また移動空間を緑の空間として連続させることにより、歩行者や自転車等による移動の快適性が向上し、利用増進へとつながるものであります。

広田川、相見川等の河川は、幸田町緑の基本計画の中でも本庁の都市構造上重要な緑の軸として位置づけられていることから、水と緑のネットワークとして河川堤防を舗装を整備して、歩行者道や自転車専用道などの配置を推進していきたいと考えます。また河川堤防を舗装することは、自転車ネットワークの形成のみならず、自転車の歩行者と自動車の分離、通勤通学時間帯の混雑解消、堤防の強化、地元区による草刈りを行う河川愛護活動の参加者への負担軽減などのメリットが大きいため、今後、堤防舗装を推進してまいります。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） ぜひ計画的に、水と緑の自転車ネットワークの形成を自転車のネットワークの形成を進めていただくように、よろしくお願いいたします。

第2次自転車活用推進計画の中では、自転車ネットワーク計画を策定を促進するように進めています。自転車ネットワーク計画の策定には、以下4つのメリットがあると言われています。自転車利用の安全性の向上、快適な自転車利用環境、交通渋滞の緩和、自転車利用による健康増進であります。

幸田町にあった自転車活用推進の取組を考えると大変よい機会ではないでしょうか。国・県が進める自転車ネットワーク計画に、幸田町は参加しないのでしょうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 「自転車ネットワーク計画」とは、安全で快適な自転車通行空間を効果的効率的に整備することを目的に、ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画であります。愛知県内の市町村で自転車ネットワーク計画を策定している市町村は、近隣の岡崎市初め8市が策定をしています。

令和3年5月に、国の「第2次自転車活用推進計画」が閣議決定されたことにより、愛知県においても令和5年3月に、「愛知県自転車活用推進計画」が改定され、県内市町村の計画的な自転車通行空間整備を促進するため、自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を促進することが、新規に追加をされました。

なお目標値として、市町村自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画の策定

市町村数を、現状の 8 市から 21 市町村にすることが掲げられています。本町におきましては、自転車通行空間の整理など道路空間の制約等があり難しく、自転車ネットワーク計画の策定には至っていませんが、愛知県内の市町村の策定状況を見ながら、また策定方法等について愛知県のアドバイスもいただきながら、自転車ネットワーク計画についての研究・検討を進めていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） 分かりました。自転車ネットワーク計画の参画検討、よろしくお願いいたします。そして、今回検討しました自転車活用推進によりまして、本町の安全安心な自転車利用がますます進むように願ひまして、次の質問に移ります。

現在、未完成のものになっています都市計画道路野場横線の今後の進め方について、質問してまいります。

現在は、この野場横線は、大草町民会館の前から、岩堀の芦谷高力線までできております。そこから先の J R 交差部区間と野場から先の須美横線、須美福岡線につながる区間がまだ未完成という状況であります。ここまでできたのが、20 年前でございます。道路はそこまでで止まったままであります。野場横線がなかなか進まない、一番の課題は、J R 交差部が難しいということであります。この J R 交差プランをどう進めていくかについて、質問していきます。

まず初めに、野場横線のこれまでの経過について、経緯について説明をお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 町道野場横落線は、菱池遊水地へのアクセス路及び幸田町地内を東西に結ぶ路線です。西側の野場区側は、平成 30 年度に県道幸田石井線交差部が完成し、現在は赤川の橋梁東野橋手前までの約 400 メートルがおおむね完成しています。東側の岩堀区側は、国道 248 号交差部から町道芦谷高力線交差部まで完成をしています。

未整備区間につきましては、町道芦谷高力線から J R 東海道本線 1 級河川広田川、現在圃場整備事業中の菱池開墾区内を超え、赤川交差部まででございます。菱池開墾区内圃場整備事業中の地内は工事着手しておりませんが、今年度 40 筆の道路買収を完了いたしました。来年度は相続等の御事情により未買収となった用地を買収し、全てが買収が完了いたしますので、菱池開墾区内の工事に着手できる予定でございます。

来年度には、菱池開墾区内で行われている圃場整備事業の農水のパイプラインが、町道野場横落線の拡幅用地に新設されるに合わせ、菱池開墾区内の圃場整備地内は側溝や歩車道境界ブロックなど構造物は施工しませんが、歩道を含めた完成形の道路幅員 12 メートルで盛り土を行う道路拡幅整備を行う予定でございます。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） 分かりました。J R 交差部以外の箇所、工事はいろいろと進んでいるようでございます。

次に、野場横線の必要性について考えてみます。

幸田町の地形は南北に平地が広がりまして、これに沿って J R 線が走っております。

J R線と並行して国道248号、県道・町道が何本も走っておりまして、この方向については道路は大変充実していると思います。しかし、これら道路と交差してつなぐ東西道路は、J Rをまたぐ必要性があるために、何本もございません。

野場横落線ですね、幸田町の弱点であります東西道路の補強ができるということで、重要な位置づけの道路になると思います。また令和8年には、菱池遊水地ができる計画でありまして、平時の運動場ができると聞いておりますが、そこへのアクセスする道路としてのニーズがございます。

野場横線は今後ますます必要になっていく道路だと思いますが、町はどのように考えられているのかお伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） J R東海道本線によって分断されている町の東西を結ぶ路線として欠かすことのできない路線であり、現在着手している菱池遊水地へのアクセス道路となるだけでなく、町内における他のJ R交差である錦田ガード、仲田開渠及び鷺田立体がいずれも鉄道をくぐる道路構造であることから、水害で通行不可となった場合においては平面または立体で通行することのできる重要な役割を果たす路線であると考えております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 分かりました。東西を結ぶ路線として欠かすことのできない重要な道路ということで、そういった認識であると理解しました。

野場横線が進まない理由ですが、J R交差が難しい点だと思います。J R交差について、これまでJ Rとの交渉の経緯についてお伺いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 平成2年9月3日に、高架橋による立体交差を事前協議したときに、仮に今後、本協議を行った場合、隣接する丸田踏切の廃止を条件づけられるのは確実とのこと。それから平成29年度に、J Rから基本的には立体交差にして丸田踏切の廃止を要望されております。平面交差の条件といたしましては3踏切、隣接の丸田踏切、国道248号に隣接する深溝の上池田踏切、蒲郡市境の人のみ渡れる上仲田踏切の廃止が条件となっております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） J Rとの協議では立体交差と平面交差があって、それぞれのJ Rの要求内容は分かりました。大変難しいという内容でございます。

令和2年12月議会では、私は野場横線の整備着手をというテーマで、J R交差プランについて一般質問を行いました。都市計画道路では、J Rプランは高架橋となっておりますが、J Rと広田川をまたぐために高額な事業費、長期間にわたる工事が町の財政負担が大きくて難しいという回答でございました。かつて平面交差案、高架橋案が検討されたと聞いています。それぞれの案について、コストを含めた検討結果があれば、教えていただきたいと思います。

それとコストについては、今これからつくるとすると幾らになるのか、推定見積もりができるのであれば、これもお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 平成22年度の時点でのコンサルタントの試算では、立体交差で約15.1億円、平面交差で7.5億円と算定されています。全く不明でございますが、どうしてもとのことですので参考程度でお願いしたいと思います。専門のコンサルタントに委託しないと分かりませんが、現時点での事業費は難しいですが、同じ広田川下流で、現在、愛知県と共同で施工しています維新橋架け替えが、幅員5メートルで事業が約10億円でございますので、都市計画道路野場横落線は幅員12メートルでございますので、2.4倍プラス踏切移設拡幅、それから鉄道及び橋梁前後の道路新設を考慮すると、平面交差で約30億円、立体交差では平成22年度の平面交差のおおむね2倍ですので、単純ではないでしょうが約60億円と推定をいたします。また事業期間が長く、治水事業への影響が大きいと整理がされております。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築君。

○9番（都築幸夫君） 今つくと、推定で立体交差では約60億円と、平面交差と30億円ということであります。野場横線は町道でございます。町のレベルでは、この事業は私は到底無理ではないかなと思います。実現可能性のある案を考える必要があります。そうでないと未来永劫野場横線はできないということになります。

私は昨年令和5年3月の一般質問で、JR交差の実現案として現在利用している丸田踏切案の可能性について質問しました。これに対して、羽根渕前建設部長は以下のように答弁されております。

広田川及び東海道本線をまたぐ都市計画道路野場横線の高架橋については、施工時期等未踏であり、代替ルートの検証はしていないが、観音橋は広田川改修により架け替えが必要になります。この観音橋の架け替えを利用して丸田踏切、新観音橋ルートや消防署北西に位置する前田橋南信号交差点新観音橋ルートなどの検討を進めたいと、このように答弁されました。

現時点におきまして、この新観音橋丸田踏切、前田交差点ルートをJR交差プランとしてどう思われるのか、この辺について伺います。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 広田川及び東海道本線をまたぐ都市計画道路野場横線の高架橋については、施行時期等未定であり代替ルートの検討はしておりませんが、観音橋の架け替えに伴う町道の付け替え等のための用地は、圃場整備の地区外に設定してございます。

観音橋は広田川改修により架け替えが必要となります。その際には、町が応分の負担をして、現在の有効幅員3.6メートルを拡幅することが適当と考えており、その費用は数億円になるものと予測しております。町としてそれだけの投資を観音橋に投じるわけですから、野場横線のJRと広田川渡河部の高架橋実現までの暫定ルートという位置づけだといえども、向こう30年以上の単位で使用するといった幸田町の東西を結ぶ本命ルートの位置づけとしての、議員御提案の丸田踏切新観音橋ルートや、消防署北西の前田橋南信号交差点、新観音橋ルートなどを検討してまいります。

○議長（藤江 徹君） 9番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） 向こう 30 年以上の単位で使用する本命、幸田町の東西を結ぶ本命ルートの位置づけとして、丸田橋、丸田踏切新観音橋ルートですね。この辺を検討するということでもあります。

しかし新観音橋丸田踏切ルートは、現在の踏切、丸田踏切ですが、幅が狭くて 1 車線幅しかありません。片側通行しかできないという課題がございます。菱池遊水地が完成して、野場横線の道路が拡幅され全線が整備されてくれば、このルートの活用範囲が広がって、利用ニーズが大きくなってくるのではないのでしょうか。そうなると、いつまでも踏切を片側通行というわけにはいかなくなると思いますので、交通安全の点からも改善が必要になってまいります。この辺をどう考えどう進めていくのか、その考えについて伺いたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 先の答弁のとおり、単純な踏切拡幅では J R との合意が難しい状況でございます。踏切の改善につきましては、町道野場横落線が拡幅整備され、交通需要の増加など暫定ルートが都市計画道路に準じた役割として機能したときに、幸田町全体として何を優先すべきかを検討してまいります。それまでは譲り合い踏切や、優しさあふれる踏切の看板設置などにより、不便、危険を逆手に取り幸田町の優しさあふれるまちの象徴として、アピールをしていきたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） 分かりました。交通需要の増加などで、暫定ルートが都市計画道路に準じた役割と機能した場合に、町全体として何を優先すべきか、この辺のところを検討するという事で理解いたしました。

J R 交差接続のタイミングですけれども、菱池遊水地ができ広い道路ができて、新観音橋ができる、このタイミングに合わせて工事を進めるのが最良かと思います。広田川改修に伴う新観音橋の付け替えはいつ頃予定されるのでしょうか、この辺について伺いたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 令和 8 年度の菱池遊水地完成に合わせて、相見川合流まで広田川河道改修も終える予定でございますので、引き続き上流へ河道改修を要望していきたいと考えております。時期は未定でございますが、河道改修に併せて架け替えを行う予定でございます。現在は幅員 3.6 メートルの橋でございますが、向こう 30 年以上の単位で使用するといった幸田町の東西を結ぶ本命ルートの位置づけで考えると、幅員幅は最小でも 6 メートルは必要となります。今後この辺りを考慮して、調整してまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） 分かりました。観音橋の架け替え時期でありますけれども、令和 8 年度に相見川合流まで河道改修が終わって、その後、上流の観音橋までの河道改修が、順調に進んだと仮定しますと、橋の架け替え時期は令和 8 年の数年後になるのではないかと、令和 12 年頃になるのではないのでしょうか、どうか伺いたします。

○議長（藤江 徹君） 建設部長。

○建設部長（内田 守君） 愛知県の予算確保や河川上流の事業継続されたと仮定をいたしまして、令和１２年頃に橋の架け替えに着手できれば、幸田町として事業は順調に進んでいることになると思いますので、引き続き愛知県に要望及び事業推進に協力してまいります。

○議長（藤江 徹君） ９番、都築君。

○９番（都築幸夫君） 分かりました。河道改修が順調に進んだと仮定すれば、１２年頃には架け替えが着手できるというふうに理解いたしました。

マスタープランのような平面交差案や高架橋案では、いくら待っててもできないのではないかと思います。まずは補助金を活用できる新観音橋架け替え、丸田踏切プランで新観音橋架け替えタイミングに合わせて進めていくと、そして交通需要の増加などその状況を見ながら、その対応できるように改善していくという、そういった流れで進めていくのがよいのではないかと思います。

そして今、野場横線のＪＲ交差プランを、この実現可能性のある案で確定する時期ではないかと考えます。新観音橋架け替えを補助金活用できる絶好のタイミングのプランだと思いますが、その辺について町長に考えをお聞きします。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） この野場横落線都市計画道路ということで大変重要な路線であると認識しておりますし、お話にありましたように２４８号から、名豊の須美のインターチェンジに向けた東西に向けた路線を補強するということは大変重要であります。現在御存知のように、菱池の遊水地の築堤工事が令和８年度を目標に進んでおりますので、その工事が完了してくる。そしてその後、菱池遊水地の跡地は、運動公園のような形と太陽光発電のような形と、親水護岸の形でかなり整備をされてくる可能性が高いという中で、利用の頻度も高くなると思っております。もちろん、たこ揚げの会場でもあります。

そういった中で東西の路線を、須美から、野場、岩堀、横落、大草に向けて通過するこの路線は、今建設部長や議員のお話にあったとおり大変重要な路線であり、どうやって整備をするか。あまりにもそのＪＲ側の考えから言っても、この工事は地形的なところを考えますとリスクが高いですし、幸田町にとりましても数十億かかるという効果にしても、平面効果にしてもかなりの二桁台の予算がかかる。

そういった中で今お話ありましたように、新観音橋が令和１０年度に付け替えられることによりまして、菱池の遊水地のほうにも若干その用地を確保してありますので、まずそちらをうまく使いながら新観音橋を付け替えながら、丸太橋を通して前田の交差点にうまく接道させていくような、道路接合の考え方が今一番ベストだと思っております。将来に向けては国・県の事業がこの道路の路線の重要性を鑑み、何らかの形で新しい補助メニューが出てくるならば、それはそれでまた補強していかなくてはならないと思っております。もちろん岩堀や地域の方々の用地交渉等も伴うということでもあります。

そういった中で今後とも進めるに当たりましては、まず将来的にその周辺でできる事業のメニューを考えながら、新観音橋がしっかりと幅員を広げてできる中で、うまく早く野場横落線の将来の在り方を、もうちょっと具体的に示す時期に来ておるということ認識をさせていただいております。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築君。

○9 番（都築幸夫君） ありがとうございます。野場横線の J R 交差プランを高架橋実現までの向こう 30 年以上で使用するだろうという暫定ルートとして、現ルートを活用した新観音橋・丸太踏切ルートを示していただきました。今造ると、建設費が推定 60 億円の高架橋は、私は 100%今の状態が続けば、実現は不可能ではないかと思います。したがって、今回議論した新観音橋・丸太踏切ルートが野場横線の本命ルートなるだろうと理解しております。

今回、野場横線の今後の方向性を示していただき、野場横線整備事業が一步前進できたというふうに理解しております。今後は、野場横線整備事業を立ち止まらずに、一歩ずつ確実に前に進めていただくようお願いしまして質問を終わります。

以上、ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 9 番、都築幸夫君の質問は終わりました。

ここで、10 分間の休憩といたします。

休憩 午前・・・時・・・分

再開 午前・・・時・・・分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1 番、藤本和美君の質問を許します。

1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

一つ目は、安全で環境との調和のとれた太陽光発電の設置についてです。

まず初めに、1 月 1 日、能登半島地震で被災された方々に対しお悔やみ申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

今回の地震では、住宅被害も全壊・半壊合わせて 2 万棟以上と、内閣府より報告されております。1 月 2 日、経済産業省が公式 X、旧ツイッターにて災害時における太陽光パネルの取り扱いについて、注意喚起をしました。

太陽光パネルは破損した場合でも、日の光が当たると発電をする可能性があるため、むやみに近づかないように御注意ください。また、復旧作業に当たられる際も、十分御留意くださいとありました。

停電時、太陽光による発電で電力を得ることができる一方、破損した太陽光パネルは危険であるとのこと。このことを知らない方がとても多いということも、周囲への聞き取りで分かりました。太陽光パネルを家の屋根などに設置する際、事業者からの説明が十分でないことがあるようです。

本町の太陽光発電パネルの設置は年々増加していますが、太陽光発電パネルの設置状況を、家庭用・事業用共に伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 本町におけます住宅用太陽光発電システムの設置容量の状況につきましては、資源エネルギー庁が固定価格買取制度導入容量のデータを公表して

ございます。こちらによりますと、まず家庭用、これは発電容量が10キロ未満でございますが、につきましては令和4年12月時点で1万1,296キロワットとなっております。また、過去5年間の推移を見てみますと、平成30年度は7,970キロワット、令和元年度が8,856キロワット、令和2年度が9,645キロワット、令和3年度が1万418キロワットとなっており、年々増加傾向にございます。

また事業用、これは発電容量が10キロ以上、10キロワット以上でございますが、につきましても同じく令和4年12月時点で8,635キロワットとなっております。同様に、過去5年間の推移を見てみますと、平成30年度は6,108キロワット、令和元年度が7,008キロワット、令和2年度が7,221キロワット、令和3年度が7,270キロワットとなっており、こちらについても年々増加傾向にございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 2015年のパリ協定、そしてSDGsから加速した環境対策ですが、脱炭素やエネルギー政策に伴い太陽光パネルも環境対策の一環として普及し、現在では国土面積における太陽光パネルの面積割合に関しては、世界で1位となるほどに、日本は太陽光パネルが敷き詰められています。

お手元の資料1をごらんください。

幸田町の家庭用太陽光発電システム設置容量の推移をグラフにしたものです。毎年8%から11%の増加となっています。設置容量というイメージしにくいですが、家庭用発電容量は5キロワット未満がほとんどですので、単純に割り算してしまうと、2018年は約1,600件の家庭に太陽光発電システムがあったのが、2022年には2,260件になったというイメージを持っていただくと、分かりやすいかも知れません。

太陽光パネルを設置する家が増えているため、震災時の注意事項を住民に周知するべきことと思いますが、対応を伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 災害時等に被災した太陽光パネルにつきましては、先ほど議員もおっしゃったように、日光が当たると発電する可能性があることから、むやみに近づかないように、経済産業省から注意喚起が行われているところでございます。

また環境省では、平成30年に使用済み太陽光発電設備の解体や撤去、リユース、収集や運搬、リサイクル、埋立処分など被災した設備の取り扱いを求めた太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを公表してございます。このガイドラインでは、災害時における使用済み太陽光発電設備の取り扱い及び災害時における各関係者の対応等が記載をされております。

現在、本町では災害時における太陽光発電設備の取り扱いや対応等に関する具体的な情報発信は行われていない状況であります。今後につきましてはこのガイドラインに沿った内容で、町ホームページや広報誌等で町民の皆様に向けて周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 震災から間もない今なら自分ごととして考えられる時期なので、し

っかりとした周知をお願いします。

また近年、車を運転していると、山の斜面の太陽光パネルを見かけるようになりました。山に設置される大規模太陽光発電は、大部分の土地の木を伐採した上に設置されるため、山の保水能力が大幅に低下し、台風や豪雨や地震時に土砂災害を引き起こすことが多く、被害が全国的に増加しています。新聞によりますと能登半島地震では、被災地にある太陽光発電所の少なくとも3か所で、斜面崩落など地震による被害を受けた可能性があることも調査で分かったそうです。

本町では、県道480号側の斜面に太陽光パネルが設置されており、近年の線状降水帯や地震の際に危ないのではないか、雨のときに土が流れてきているなどと住民からの不安な声があります。この場所には監視カメラと柵は設置してあるようですが、斜面にブルーシートをかぶせてある箇所もあり、通るときに不安になる人がいて当然ではないかというような状況です。そこで、太陽光パネルの設置場所について規制があるか伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 太陽光発電設備が設置できる土地といたしましては、不動産登記法上に定められた地目が雑種地、原野、山林、宅地であることが条件であり、その他の地目につきましては原則、太陽光発電設備の設置はできないとされております。

また、田や畑に設置する場合には、営農型のソーラーシェアリングを除いて、農地法に基づく農地転用の許可を得た上で地目変更を行う必要がございます。加えて、その土地が農用地区域内にある場合には、農地転用のほかに農用地区域の除外申請も必要となってまいります。さらに設置する土地の地目が山林である場合につきましては、開発面積が0.5ヘクタール以上の場合については、林地開発許可制度に基づき都道府県の許可が必要となってまいる状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） では、本町で規模の大きな太陽光パネルがあるか伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 一般的には発電量が1,000キロワット以上のものを大規模発電設備、いわゆるメガソーラーと呼んでおりますけども、先ほどの答弁の中でも述べさせていただきましたが、資源エネルギー庁の固定価格買取制度導入要領のデータによりますと、本町においては発電量1,000キロワット以上の大規模発電設備はございません。なおですね、発電量が1,000キロワット未満の事業用太陽光発電設備の数や場所等については、町としてはちょっと把握をしていない状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 本町には1,000キロワット以上のメガソーラーはないと理解しました。

公共施設への太陽光パネル設置を国が推進しているところですが、本町の公共施設での太陽光発電の効果を伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 本町では現在、役場庁舎や保健センター、小中学校など全

部で10の施設に太陽光発電設備が設置をされている状況でございます。各施設において固定価格買取制度により売電をしていたり、全量を自家消費していたりと、個々の施設によって状況は異なりますが、施設の使用電力量に対する太陽光による発電量の割合につきましては、おおむね1割弱となっている状況でございます。

また、維持管理につきましてはそれぞれ施設の所管課で行っており、故障による修繕が発生した場合においても、各所管課の予算で対応することとなっております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 太陽光発電事業は長期的に行われる事業ですが、ほかの発電事業とは異なる幾つかの特色があります。一つは参入障壁が低いため、従来の発電事業者だけでなく様々な事業者が取り組みやすく、なおかつ事業の途中で事業主体が変更されることが比較的多くあるということです。

二つ目は、太陽光パネルの種類によって異なる有害物質が含まれているということです。このような特性を持つことから、将来の太陽光発電設備の大量廃棄を巡っては、廃棄費用を捻出できない、あるいは準備しなかったなどの場合、ほかの土地に不法投棄されるのではないかと懸念もあります。

太陽光パネルには、パネルの種類によって鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれており、それぞれ適切な処分方法があります。ところが含まれる有害物質の情報が、廃棄物処理業者に伝わっていないために、適切な処分が行われていないケースが見られることがあるということです。

例えば、本来は水漏れを防ぐ設備のある管理型最終処分場という場所での埋め立てが望ましいのに、そうではない処分場に埋め立てているといったケースです。こうした有害物質の流出拡散が懸念されるケースが起こる背景には、そもそも廃棄物を出す事業者が有害物質の含有を知らなかった、あるいは認識していたが確認していなかったというケースもあります。また太陽光パネルメーカーも、積極的に情報開示を行っていないケースもあります。

同時期に設置された太陽光パネルは、いずれ大量廃棄の時期を迎えます。ピーク時には使用済み太陽光パネルの年間排出量が、産業廃棄物の最終処分場の6%に及ぶという試算もあります。そのため一時的に最終処分場が逼迫する懸念があります。

お手元の資料2をごらんください。

太陽光発電の電池の寿命は20年から30年くらいですが、全国で設置促進をしているため、廃棄も同時に起こる可能性が高く、環境省がシミュレーションをした廃棄数のグラフです。排出される見込み量は2030年頃から上がり始め、5年ほどで年間80万トンになる見込みで、それが2050年まで毎年続く見込みです。

屋根に取り付けた太陽光パネルの撤去と廃棄にかかる費用は、家庭用の場合約50万円ほどと見積もっているメーカーもあります。しかし、廃棄する頃には処分費用の上昇は当然考えられます。風力発電などは、建設時に見積もった撤去費用が1基1億円だったのが、十数年たっていざ撤去するときになったら3億円になっていたという話も、ほかの自治体で聞いております。

放置や不法投棄を防ぐためには、電気を売って得た収入の一部を廃棄などの費用とし

て、あらかじめ積み立てておくということが有効ですが、実際に積み立てを行っている事業者は少ないのが実態です。

また新しい企業の参入が多く、帝国データバンクによりますと、2020年における太陽光関連企業倒産件数は84件となっております。事業者が倒産し、メンテナンスや廃棄方法などが分からなくなる人も多くなりそうです。そこで、太陽光パネルの廃棄場所と廃棄方法を伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 環境省では、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインにおきまして、太陽光パネルメーカー、太陽光発電設備の所有者それから解体撤去事業者、廃棄物処理業者等が廃棄処理時に果たすべき役割を明記するとともに、適正な廃棄処分がなされるよう呼びかけているところでございます。

このガイドラインによれば、太陽光発電設備の廃棄に当たり、設備の所有者はまず専門の業者さんに依頼をして適切な解体や撤去を行うことが求められております。この場合、解体撤去業者につきましては、廃棄物処理法上の排出事業者として処理責任を負うこととされています。

続いて解体撤去に伴って排出される使用済み太陽光パネルには鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が含まれていることから、廃棄物処理法の規定を遵守して処理されることが必要であるとされております。使用済み太陽光パネルは、産業廃棄物の品目である金属くず、ガラスくずやコンクリートくず、陶磁器くず、廃プラスチック類の混合物として取り扱われることとなっており、これらの処理の業者委託する場合には、都道府県等から許可を得た収集運搬業者や埋立処分業者に委託をして、産業廃棄物の保管、収集運搬、処分に係る処理基準を遵守する必要がございます。

また、埋立処分をする場合には、浸出水、浸出液の処理設備を備えた管理型の最終処分場への埋め立てが必要とされております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 廃棄方法をお聞きしますと、設置したパネルの破損には大変注意が必要だということがよく分かります。太陽光パネルは一度設置すると頻繁にメンテナンスをすることはしないようですが、破損したまま放置して有害物質が土や水などに流出しないよう注意が必要だということも分かりました。

先日、農業用のため池三つがある深溝の太陽光パネルを見てきました。池にはパネルが浮かんでいるような設置方法ですが、池にカモが何羽もおり、パネル自体が鳥の休憩場所になっていました。パネルの何枚かには、鳥の白いふんがたくさんかかっておりました。人間にとっては利用したほうがいい池かもしれませんが、生態系や水質に変化がないか非常に気になるところです。

原子力発電のときもそうでしたが、人間がつくるもので100%安全なものはないということを常に頭に入れて、地球のためにやっていることが、逆に自然環境を破壊して人間に損害が返ってくるということにならないよう注意したいものです。

また今回の地震では、住宅火災の発生も報道されました。太陽光パネルは水をかけると感電の危険があり、消火時は感電対策が必要とのことでした。本町では火災時に、消防

署、消防団、住民がそれぞれの役割の中で消火に当たりますが、太陽光パネルの消火方法と、住民が注意しなければならないことを伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 災害時等において、万が一太陽光パネルから出火した場合の消火活動につきましては、東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年3月26日付で、消防庁から各都道府県の消防防災主管課宛に、太陽光発電システムを設置した一般家庭住宅の火災における消防活動上の留意点等についてとして、事務連絡がなされております。

その中では、太陽光パネルを設置した住宅の消火活動について、火災の初期から残火確認等に至るまで感電事故の可能性があること、火災の影響でもろくなった屋根等から太陽光パネルが自重で落下する可能性があること等が指摘をされており、その消火方法としましては、放水をする場合には感電を避けるために噴霧状として放水すること、建物内で活動をする場合には、絶縁性の高い手袋を使用して活動することなどが留意点で記載をされております。

また、我々住民側の注意点といたしましては、一般論ではございますが、有害物質を含んだ煙を吸い込まない、漏電による感電事故を防ぐなどの身の危険を回避するため、まずはその場、火災現場ですけれども、火災現場には近づかないことが求められております。

その他といたしましては、消防に通報する際には、その現場には太陽光パネルが設置してあることや発電量、火元の位置など詳細情報の提供が同時になされることが望ましいとされております。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 消防のほうでは火災時、太陽光パネルが設置されているかどうかで消火方法が異なるということ。また住民は、太陽光パネルの情報提供をした方がいいということを理解しました。

再生可能エネルギーに関しましては、二酸化炭素削減を合い言葉に全国であまりにも環境破壊が行われていたということが危惧されます。

東三河の新城市では、民間の土地に民間企業が大規模風力発電を設置するということで、住民による設置反対の署名活動などが展開されていますが、風力発電を規制する条例がなかったばかりに、行政側もすぐに対応しづらい現状があるようです。国の法律では、一定規模の伐採を伴うと森林法で排水設備などが求められますが、警戒区域でも太陽光施設の設置は禁じられていません。事業者は場所を問わず、経済産業省に電気事業法に基づく届け出をする必要がありますが、審査は感電対策やパネル自体の強度などが中心で、その場所の災害リスクが主眼ではありません。

太陽光パネル設置場所の規制については、全国各地で270以上の条例が公布されています。本町でも地域の安全と自然を守るため条例をつくったほうがいいのではないのでしょうか、対応を伺います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 全国的に、この太陽光発電の普及が加速をしている中、地

域によっては土砂流出や濁水の発生、景観への影響、生態系への懸念などの問題が発生をしており、太陽光発電設備の適正な設置と自然環境の調和を図ることが強く求められているところでございます。

太陽光の発電事業につきましては、関係法令や庁内関係部署も複数にわたり様々な利害関係が発生するなど、推進するに当たっては解決すべきことが多いわけですが、今、全国各地において単独の規制条例を制定する自治体が増えていることについては、承知をしているところでございます。

一方、過去に規制条例を制定した先行自治体においては、地域の実情により適合した条例とすべく、条例の見直しが進んでいる状況でもあるようでございます。

本町につきましては、今後に向けては先行自治体の動きを研究しながら、庁内関係部局と連携を図り、地域の実情に合った単独条例の制定について、条例制定の必要性も含めましてしっかり検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） ありがとうございます。山や空き地に延々と広がる黒い太陽光パネルを見て、その付近に住みたいと思う人はなかなかいないのではないのでしょうか。本町は美しい山や池や田んぼや畑が魅力であり、子どもたちもそれをよく理解していますし、移住してくる人に自慢できるところです。民間の土地に、どこにでも太陽光パネルが設置され始めますと、町の魅力も安全も減少していくでしょう。国が推進していることではありますが、自然環境と住民の安全を守った上での再生可能エネルギーでなくては本末転倒になります。常識の範囲を逸脱した設置がされないような条例制定を、お願いいたします。

また現在の太陽光パネルは、ほとんどが安い中国産に押されてしまい、国産は1社のみになってしまっているようです。中国では石炭火力で太陽光パネルの原料である液晶シリコンを作っている上に、ウイグル人権問題もあり、アメリカでは中国産の大半が輸入禁止となっています。今後、公共施設に設置していく際、きちんとしたメーカーから仕入れをしていただきたくお願いいたします。

次の質問に移ります。

二つ目の質問です。児童虐待の状況と支援体制について。

「子どもは宝」であります。児童虐待はなくなっていない。痛ましい虐待の報道や電話番号、いち早くの啓蒙でもしやと疑われるとき、すぐに通報することが周知されました。虐待の相談件数は増加しており、全国では21万9,000件が報告されています。虐待による死亡事例は年間50件を超えていますが、本町での児童虐待の状況を伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） こども課に虐待の通告として情報が入ってきた人数といたしましては、令和2年度55人、令和3年度73人、令和4年度62人です。また、その中で幸田町要保護児童対策実務者会議におきまして、要保護児童として計上している子どもの人数といたしましては、令和2年度が25人、令和3年度が20人、令和4年度19人とほぼ横ばいであり。年齢別では、小学生及びゼロ歳から3歳未

満という年齢区分が多くなっています。

虐待には身体的虐待、性的虐待、心理的虐待そして子育て放棄といったネグレクトがありますが、最近の虐待の傾向といたしましては、親から子への言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力を振るういわゆるDVなどの心理的虐待が増えています。それは、コロナ禍で外出できず家にいることが多くなったことも原因の一つではないかと考えられます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 本町でも毎年20人前後が要保護児童として認識されており、3歳未満と小学生の割合が多いと理解しました。虐待に関する報道がされるようになり、しつけと虐待の違いなど認知されてきましたが、児童虐待を撲滅できていない現状です。

児童虐待や要保護児童の早期発見、早期支援のための啓発活動はどのようなことをされているか伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 啓発活動につきましては、保育園や小・中学校、保健センター、医療機関や民生委員など要保護児童対策地域協議会の関係機関に、虐待につながるかもしれない時点で通報入れていただくよう連携、周知を図っておるところでございます。

また、先ほど議員からも御紹介いただきました児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、通称「189（いちはやく）」の周知のため、小・中学生には相談窓口の番号等が記載されたカードを配布したり、こども課の窓口チラシを設置しております。また、町のホームページでも相談窓口を紹介しておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 保育士、教師、医師、民生委員など子どもに携わる仕事をしているたくさんの大人の目で子どもを見るように連絡を取っていると理解しました。予防的介入方法は、何をされているか伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 予防的介入につきましては、こども課では小中学校に通う児童生徒への虐待を早期に発見するため、学校の先生やスクールソーシャルワーカーと連携を密に取り、子どもに不自然なあざがあるなどの状況があれば、すぐに連絡をいただけるよう連携をとっております。また保育園でも、保育士による同様の見守り体制で、虐待の予防を図っているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 健康保険担当参事。

○健康保険担当参事（金澤一徳君） 健康課では、まず母子健康手帳交付時に全妊婦の面接を実施し、情報収集に努めております。妊娠届出書によるスクリーニングや面接状況から支援の必要性を検討し、産科医療機関を初め関係機関と連携して支援をしております。

出産後も母親の心身の状況や育児状況を確認し、必要に応じて産後ケア事業等の保健事業の利用勧奨に努めております。また、こんにちは赤ちゃん訪問を実施し、家庭における親子の状況を確認し、子育ての孤立化を防ぐため、身近な相談先として保健センター等、子育て支援機関について周知をしております。その他、虐待予防の支援を取り入

れた問診票を活用した乳幼児健康診査を実施する等、各種保健事業や地区担当保健師による個別支援を展開しながら、親子に寄り添い、虐待の予防、早期発見に努めております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 地区担当保健師による個別支援とは、具体的に何をされているか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保険担当参事。

○健康保険担当参事（金澤一徳君） 個別支援とは、支援が必要な妊産婦や親子に対し、保健師や助産師が電話連絡、面接、家庭訪問、関係機関との連絡調整、支援連携のため連絡表の作成等を行っております。またその内容を支援者別に記録を作成し、必要な情報をシステム入力するまでが個別支援の一連の流れであります。個別支援件数は、令和5年4月1日から令和6年2月20日までの実績としまして、妊娠期から子育て期まで約300人の方に継続支援をしております。

支援内容として、電話連絡が延べ752件、面接が延べ165件、家庭訪問が延べ92件、関係機関との支援連携のための連絡表作成が延べ103件となっております。個別支援はケースにより支援回数、支援継続期間が異なります。近年様々な支援背景の中でもメンタルヘルス不調者は増加しており、だっこや授乳方法等がなかなか習得できず育児不安が強い方、経済的基盤が弱い方等、複数の問題を抱えている対応困難ケースも増えておるところであります。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 個別支援件数が300件ということで、電話、面接、訪問、関係機関との連携などがあると理解しました。

地区担当保健師ということで、できるだけ長く付き合うことができ、育児への安心感も与えられる重要な仕事だと考えますが、地区担当保健師の人員体制について伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保険担当参事。

○健康保険担当参事（金澤一徳君） 個別支援に関わる人員体制は保健師6人、会計年度任用職員の保健師で週5日勤務が1人、週3日勤務が2人、週2日勤務の助産師1人で支援を実施をしております。

先ほど説明しました個別支援は健康課の保健事業、休日の講座や健診事業、新型コロナウイルスワクチン接種を含む業務と兼務しており、減ることのない対人サービスの保健事業と個別支援により、保健師にかかる業務負担と多くの個別支援による精神的な負担は増加している状況であります。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 妊娠期から保健センターの保健師が個別支援をしているということは、初めての妊娠・出産・育児になる女性にとっては非常に心強いですし、このような支援があることは大変ありがたいことです。ただ専任で個別支援をしているわけではなく、通常の業務をしながら地区担当を持っているということです。

300人の対応をされると保健師6人では支援し切れないため、勤務時間の限られている会計年度任用職員にも地区担当を持ってもらうということですが、非常に重要な役割

になりますので、正規の保健師の拡充を実現していただきたくお願いいたします。

また、出産前から支援が必要とされる特定妊婦も全国的に増加していますが、幸田町の特定妊婦登録者数とその方への支援によって問題が解決しているか伺います。

○議長（藤江 徹君） 健康保険担当参事。

○健康保険担当参事（金澤一徳君） 本町における令和5年度の特定妊婦の人数は1人です。令和元年以降は年度により異なりますが、1人から6人です。出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦は、個々が抱える問題も複雑であり、保健師等による電話連絡や面接、家庭訪問以外に保健事業や各種サービス等の利用勧奨を行いながら、関係部署や関係機関と連携を図り、多職種間で継続支援を行っております。問題解決につきましては、支援を行うことで解決につなげたいと考えております。支援することで、特定妊婦と位置づけられた方の抱えている様々な問題が少しでも緩和され、解消されていくと当人が保護者としての心身共に安定し、出産やその後の養育ができるような状況にしていきたいと考えます。

継続支援の中で、状況が安定される方も見えれば、長期的に支援が必要となるケースもあります。今後も支援対象者に寄り添い、安心して出産・子育てができるよう、関係機関多職種間で連携を図り、支援をしてまいります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 本町の特定妊婦の数は少ないが、複雑な問題を抱えている場合は関係部署と連携をとって支援していると理解しました。今後も、本町は新しい世帯の転入が多くなりますので、核家族や少子化社会特有の問題は多く発生するかと思います。妊娠時からの早期発見と支援をよろしくお願いいたします。

児童虐待に関して、役場に通報が入ったときの子どもの安全確認や夜間対応、土日対応など、日中に訪問や面談が困難なケースの職員体制はいかがでしょうか。こども課の職員の人員体制と、時間外対応の状況を伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 要保護児童に対応する人員体制につきましては、子育て支援センターの2名を含む兼務で4名の職員で対応することとしておりますが、常時はこども課職員2名で対応をしておるところでございます。

時間外での対応につきましては、昼間にお会いできない保護者もお見えになるため、平均して月に3回程度、夜間に対応する場合もあり、対応を終えますと午後9時頃になることもあります。

○議長（藤江 徹君） 1番、藤本君。

○1番（藤本和美君） 児童虐待の予防や早期発見のためには、行政だけでなく近くに住む地域との連携は欠かせません。地域とともに行う虐待防止対策の可能性や、地域連携が不可欠だと思いますが、地域だからこそできることを伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 地域の御協力につきましては、特に民生児童委員の方々に御協力をいただいております。例えばある御家庭で常に子どもが泣いているといった通告がありましたら、様子を見に行っていたり、その御家庭の相談に乗っていた

だいたり、行政とは違ったアプローチをしていただき大変助かっておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 地域の子どもは地域の大人が見守るという意識も非常に重要です。通学路で見守っていただいているボランティアの見守り隊の方やお店の方など、子どもを守ろうという意識でいていただくだけでも非常に大きな力になっており、抑止力にもなるかと思います。

お手元の資料 3 をごらんください。

幸田町の要保護児童の経過内容です。一時保護、指導観察、終了の三つの分類事項の推移を、件数で表しています。幸田町ではここ 5 年ほど、要保護児童の指導観察の状況が約 20 件から 30 件前後で、横ばいとなっております。指導観察が不要になり終了となるのは、なかなか容易ではないということも見てとれますし、一時保護が必要になる案件も毎年複数あることが分かります。

そこで、要保護児童とその保護者への支援方法を伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 虐待などの通告が入りましたら、48 時間以内には児童の安全確認をすることとしております。一時保護が必要となりそうな場合など、虐待の内容によっては児童相談所に連絡することもあります。児童の安全確認後は、虐待者やそのほかの家族との面談を行っていきます。その後、園児につきましては保育園、児童生徒につきましては小・中学校と各関係機関で見守りを行い、変化があれば報告をしていただくこととし、必要に応じて各関係機関の職員との情報共有、子どもとの面談を行っております。

また要保護家庭や、その関係機関との情報の共有には、常に努めておるところでございます。保護者へ月に 1 回から 2 回程度、定期的に電話をしたり自宅訪問や面談を行っております。3 歳未満児などで保育園などの所属がない子どもにつきましては、健康課の地区担当の保健師に見守っていただくこともありますが、できる限り関係機関が連携して見守るようにしております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） ありがとうございます。令和 4 年には、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。本町における子ども家庭総合支援拠点は、どこになりますでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 子ども家庭総合支援拠点とは、全ての子どもが地域で健やかに成長するよう、その家庭の相談に対応し育児やしつけ、育てに関する不安や悩みだけでなく家庭内の問題など様々な相談について、電話や面談などに応じ関係機関と連携を図りながら実情に応じた適切な支援につなげていく拠点であります。

幸田町では令和 4 年 10 月 1 日に、こども課内に設置しております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） こども課が子ども家庭総合支援拠点になるということです。やむを

得ず親子が離れて暮らす必要がある場合の里親制度のことを、最近をよく聞くようになりました。岡崎市では啓発活動が活発なようです。本町では、里親制度等の普及での連携はありますか。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 様々な事情で家族と離れて暮らす子どもを自分の家族に迎え入れ、温かい愛情と正しい知識をもって養育する里親制度につきましては、幸田町では愛知県西三河児童障害者相談センターが所管していただいているところがございます。また里親制度の周知のため、こども課の窓口チラシ等を設置させていただいております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 要保護児童が転居し転居先で亡くなるという事件も、報道されたことがあります。転居した際の自治体間の引き継ぎなど、情報共有が不十分であったことが原因であり、要保護児童等に関する情報共有が課題になりました。要保護児童等に関する情報共有システムを導入されているか、伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 他市町では情報共有システムを導入しているところもあることは承知しておりますが、幸田町ではエクセルで独自管理しております。情報共有システムの導入につきましては、他市町を参考にしながら今後研究してまいりたいと考えます。

そのような中、他市町から転入してくる、あるいは他市町へ転出する要保護児童の自治体間の情報共有につきましては、市町村対応の児童は市町村間で、児童相談所対応の児童は児童相談所間でしっかりと情報共有しておるところでございます。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 私の経験ですが、2 人目が生まれたときに上の子は2 歳で就園前でした。遊びたい盛りの子を、下の子と一緒に家にいさせるのも非常に大変でした。子育て支援センターの充実など、いつも子どもと遊びに行ける場所があると、それだけでお母さんの疲労感も少なくなります。私はそのときまだ岡崎に住んでいましたが、毎日のように子育て支援センターや交流施設で子育て向けのイベントをやっており、ママ友もでき、育児の相談もでき、とても助かった記憶があります。

虐待の多い年齢区分として、小学生とゼロ歳から3 歳児が挙げられています。子育て支援センターや各保育園でのイベント参加など、親子が遊びに行ける場所が必要かと思えます。子育て支援センターは特に老朽化が課題ですが、今後の計画を伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 上六栗子育て支援センターは、上六栗保育園として昭和50 年に竣工し、48 年が経過しております。平成16 年3 月に閉園するまで、長く保育園として利用されてきました。

その後、遊戯室、乳幼児室などの大規模改修を行いまして、平成19 年10 月、上六栗子育て支援センターとして開所いたしました。その後も、病後児ルームの設置、大規模なエアコンの改修やテラス屋根の取り替えなど、随時手を加えて現在に至っております。

ころでございます。

今のところ、さらなる大規模改修や新設の計画はございませんが、利用される子育て家庭の皆様や、ここで働く職員の声を聞きながら、随時修繕等を行うことで引き続き安全快適に使っていただければと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 約半世紀がたとうとしているということですが、子育て支援センターが充実していると、子どもを大切に作る町なんだと、お母さんたち若い世代は感じます。子どもが大切にされる町で虐待が増加していくとは考えられません。若い世代の移住を考えたら、やはり子育て支援センターの老朽化はそのままにはしておけないことと考えます。今はまだ計画にないということですが、これから生まれる子どもたちとそのお母さんのために、ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

今は要保護児童数も横ばいで推移しており、報道されるような痛ましい事件も本町ではありませんが、通報のときなど急を要したり、何度も訪問を必要とするとき、こども課の職員体制は十分でしょうか。子ども家庭総合支援拠点は幸田町ではこども課となっていますが、職員が兼務で4名という少ないのではないかと、体制の強化が必要ではないか伺います。

○議長（藤江 徹君） 住民こども部長。

○住民こども部長（三浦正義君） 通報や虐待などの対応が毎日あるわけではございませんが、体制の強化は課題であると認識しております。兼務ではなく、常時2名体制で虐待などの対応、予防に臨めることが理想であると考えます。

令和4年に児童福祉法が改正されて、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされました。

愛知県からは、幸田町でも設置することを求められており、目標といたしまして令和8年4月には、本町でもこども家庭センターを設置できるよう検討してまいりたいと考えておるところでございます。それまでには、専門的な人員の常時配置など体制の強化、整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本君。

○1 番（藤本和美君） 令和8年4月には、子ども家庭センターが設置されるということで理解しました。こども課の職員4名のうち1人は育休中と聞いております。通報時の訪問や夜間訪問など、スピードが必要な重責ある役割となりますので、人員体制の強化を図って安定した対応がいつでもできるようにしていただきたく要望し、私の質問を終わります。

○議長（藤江 徹君） 1 番、藤本和美君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、丸山千代子君の質問を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 通告に従いまして質問をしてみたいです。

まず一つ目の質問には町長の政治姿勢と、町行財政運営についてであります。

町長は行財政の推進に当たり、「今は種をまくときだ」と議会答弁で言われております。しかしその内容は、トップダウンによる積極的な事業に取り組まれていることではないでしょうか。中には、強引に推し進めている事業などが見られます。その強引な事業推進が、このままでは財政運営が厳しくなり、破綻への道に進む事態が危惧される、そう感じるのは私だけではなく、新年度予算編成に当たって誰もが抱いた危機感ではないでしょうか。

幸田町は、昭和61年から不交付団体となっておりますが、大型開発優先で起債が増え、長年借金返済で厳しい財政運営を強いられ、時には一律15%カットなど、町民福祉の増進に歯止めがかかった時期があります。また、思わぬリーマン・ショックの後や国の法人町民税一部国税化で税収が減少したりと、財政運営が厳しい時期には我慢をするなど、経験をしてまいりました。今はふるさと寄附金が減収分をカバーしておりますが、ふるさと寄附金に依存した財政運営を続け、種が芽を出してしまうと経常経費は増える一方であります。こうしたことから、危機感が募っているのではないのでしょうか。

そこで伺いをいたします。令和6年度の当初予算編成方針について町長から出されておりますが、方針に基づいて出された予算編成はどうだったかお聞きするものであります。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回の令和新年度の予算編成に当たりまして、財政運営の厳しさ、そしてまた破綻への道というような形で危惧されるというようなお話、私にとっても決していろいろな意見があるわけですから異論はございません。ただ、政治姿勢として、私にとっては令和2年、3年、4年と中でコロナ対策というものがありませんでした。これにおきましては財政出動という形で未曾有の事態であったということで、特にコロナ対策に投資をさせていただいたというのが3年、4年、5年ということですかね。令和2年の途中からだったと思います。そういった中で今回、昨年5月にコロナの感染の2類から5類になったということで、新しい経済対策をしっかりと打っていけるような状況が生まれたものであります。我慢の姿勢ということと言われるかもしれませんが、私にとってはまだ財政出動は続けるべきだと思って、今回の新年度予算の提案をさせていただいているものでございます。

当初予算の編成に当たりまして今まで今言いましたように、コロナ禍の中でコロナ対策ということでいろいろな補助だとか、いろいろな支援メニューを特別仕立てで作ってきた、また国・県の支援メニューもある中でそういったのはまずは精査して、コロナの国・県等の制限的な対応はもう終わったんだということで、その辺の予算編成もしっかりもう見切りをつけていくというような形、それからやはりこれから事業を推進するに当たっても、やっぱり大型事業を予算編成上組んでもいいんですけども、やっ

ぱり国・県のメニュー、支援メニューがない限りやっぱり私どもの町はまだまだ不交付団体とはいいながら、財政力指数は1を超えているとはいいながら、決して余裕のある財政運営ができるわけではないので、今言った大型的な事業については予算編成の中でも、まだ国・県の支援メニューがしっかりと見極められない状態では予算に出せないというようなチェックもしました。そういった中で、最終的に貯金である財政調整基金をどこまで出せるか、それから起債ですよね。どういった事業にすると起債が適用できるかということのをちょうど見極めた上で、その辺をどこかで対応せざるを得ないことになるので、その前に予算編成上、私がやろうとする事業をコロナの中で見切りをつける事業、そして国・県の事業として大型事業で本当に予算がつけれるのかということが確定でないもの、そしてまたそれぞれ所管課において改めて事務的に何%というようなことをして、もう一度それぞれの所管課、担当課の諸事業を何%というような形で、カットするような形でもうちょっと精査できないかというところをしながら、当初予算でかなり編成を組む、一番最初のときに何十億という歳入と歳出の乖離があったわけです。そこで今言いましたように、調整基金のこともある、起債のこともある、各課所管課もコロナ禍を終えた中でもうちょっと財政を、予算措置を経常経費も含めて、見極めるチェックができないかというようなことを踏まえた上で、予算編成方針を出しながら今回の予算編成方針を形成してきたということでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 町長は令和5年の12月8日付で、部課長宛に令和6年度当初予算編成に係る歳出削減についてが提出をされました。予算査定開始時においては、歳入歳出の乖離が53億円あったということで、先ほど言われたとおりであります。それを31億円までに削減をした。そしてさらにまた各課でも6%削減、こういう通達が出されております。このですね、そのようなことを取り組んでも、町長のほうからの査定では、またまだまだ上がってしまったとこういうようなことが繰り返されているわけあります。

それはやはり財政が厳しい、とても予算編成が成り立たないという状況ではなかったかということでもありますけれども、この辺についてこの見解、町長はどう思われるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今、具体的な数字を言っていて、私も大まかな形で説明させていただきましたけども、一般会計の当初予算のスタート時には歳入が180億あって、歳出が233億というような規模で、それぞれの所管課のほうから出てきたと、最終的に207億ということで今回していくために、歳入が26.9億円、歳出を26.4億円減額したというものでございます。私が一番気にかかっておるのは、今回の予算規模もまた過去最高になってしまったのは、やっぱり合併の70周年というテーマが非常に私にとっては重要でありました。今までコロナ禍の中でいろいろな制限を受けられてきた若者、女性そして高齢者の方々にとって70周年をどう迎えていくか、そしてまた30年ぶりの経済的な効果が現れている中で、いかにさっきも言いましたように我慢しなくとも何とか一つの種をまくという中でスタートを切っていくためにも、70周年という

のはとても記念的な事業になるだろうという中で、その費用等々については、私なりに先ほど言われましたように、私の一つの自分からこれはやりたいんだというような指示をしたものでございます。ただし財政のほうもいろいろ考え方がありまして、見通しが立たないものは先送りするだとか、それからいろんな感染症や物価高騰へと対策、各種団体、町民に対する補助費等環境整備にかかる事業に対してはもう一つの区切りとするだとか、そういったようなことをうまく組み合わせながら、最終的には一律6%削減カットにより、約6億円の歳出予算を削減したというものでございますけども、今の答えに直接答えとなると、私が合併の70周年というテーマは、また特別枠の中で発動したということは言えると思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 幸田町が、過去最大の207億1,000万円というこの当初予算規模を打ち出した。この背景には、基金の取り崩し、これが、18億強に上っております。そしてまた借金ですね、起債が7億5,970万円と、合わせまして25億7,471万円、こういうような数字になっており、これに支えられての財政支出が歳出が出来上がってきたということでありましてけれども、これは何を意味するかといいますと、いわゆる今までため込んできたこのこれを食いながら、そしてまた借金をしながら、後年度予算に負担をかけながら、この合併70周年記念事業6億5,000万円、聖域にしながら取り組むということではないかというふうに思うわけであります。

今、コロナにおきまして町民生活におきましては、本当に未曾有の出来事の後、そして物価高騰、そしていわゆる自民党の岸田首相も言われているように、長年続いてきたコストカット型の経済が消費と投資の停滞を招いたと指摘をして、30年ぶりに歴史的転換を図ると、こう言わざるを得なかったわけであります。こうした自民党政治の中で、コストカット経済が何を招いてきたか、これは国民の負担を大きく充てながら、そしてなおかつ非正規労働を生み出し、そして若者が未来を持てないこういう社会を生み出した。このことにほかならないわけであります。そういう状況の中で、幸田町は、国税、法人町民税の一部国税化という名の下に国に財政を召し上げられ、そして地方財政も圧迫を受けてきている。こういう状況の中で、幸田町も少しずつ、ふるさと寄附金によって、ちょっとずつ潤ってきたわけであります。それをまた一気に合併70周年記念事業、これを我慢してきたからといって種をまいてばかりいると、これが芽を出したときにどうなるのかと、やはりこれは計画に基づいてやっていかないと放漫財政、これを生み出してしまふんじゃないかと思うわけであります。このことについて、お聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 議員の意見に異論はありませんけども、私なりにやっぱり誠心誠意予算編成に当たり、今回を提案させていただいたものでございます。改めて町村合併70周年を迎える町民に向けての、先ほど言いました還元と、やっぱりデジタルの技術、これをしっかりと町全体の中で強靱化させていく。もちろん子ども・子育て支援を初めとする社会保障政策を充実する、こういったものもでございます。そしてやっぱり幸田町の体力をやっぱり維持するためには企業留置ですね、企業を留置、そしてまた新しい工

業団地を造りながら、先ほど言いましたように、法人税の国のほうが一部つき取られてしまうということがあって、法人税収入を当てにすることはできませんけども、やはり幸田町全体の人口を増やしながらかつたままに、その人たちのやっぱり雇用の確保及び企業をもっと充実させながら、企業団地を造りながら、今ある企業にもっともっと活躍して、新しい産業のために投資をしていただくというような視点で考えても、やはり何らかの形で還元できるような政策を打っていききたいなと思っておるところでございますけれども。

先ほど言われましたようにこういった物価高騰の中で世の中にはまだまだ不十分な恩恵を受けられてない方もたくさん見えるので、そういった方々にもやっぱり寄り添うための政策というようなものをしっかりつくらないといけないと思っております。

その一部としてやっぱり公共交通だとか、高齢者だとか特に若い妊婦の方々等々に含めて、幸田町内のやっぱり移動手段をしっかり確立していくということは、もうそろそろしっかりとやっていかないと、今の交通手段だけではとても幸田町の町民の方から喜ばれる交通網にはなっていないということについても、今回の予算編成の中でしっかりと考え方を打ち出したものであるということがあるということ、添えさせていただきま

す。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 町長の思いや、それから町政に取り組む姿勢というのは分かるわけでありまして。町民生活第一にということで考えられて行っておられるということは、重々分かっております。今、最大のこのテーマは、やはり物価高騰から町民生活をどう守るかということであります。そうした視点も、きちんと取り組みながら運営をしていただきたい。それには、まずやはり計画に基づいてやっていく、それがやっぱり財政運営の基本ではないかというふうには私は思いますので、やはり、金ばかり撒かれちゃこれは困るということを、申し添えたいというふうに思います。

次に、施政方針の説明について伺いたいと思います。

元気に希望を取り戻すとして「チョイス・チャレンジ・クリーン」を掲げられました。207億1,000万円と過去最大、人々の心に充足感がもたらされるように取り組むとしておりますが。一方で能登半島地震の教訓で防災対策の強化など、あれもこれもといったことを進められようとしているのではなかろうかと思うわけでありまして、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 物価高騰そしてやっぱりエネルギー、特に脱炭素化の中で新しい自然エネルギーだとか省エネみたいな流れが、このコロナの3年間を過ぎて出てきました。そういった中で太刀打ちしていくためにも、まだまだやるべきことがありますけどやっぱりSDGs、未来都市をまず令和この6年度中に選定をしていただいて、そこからやっぱりカーボンニュートラル、そういった宣言をした町であるので、しっかりと脱炭素化に向けた、カーボンニュートラルに向けた取組をしていくということと物価高騰に対する取組、そういったことに対して長期的にやっぱり流れが変わってしまったと思われるので、そういった中ですぐ短期的にこの事業をすぐやりますじゃないんですけど、今

回、文化・スポーツ的施設ですね。菱池遊水地でいろいろな運動場を造ったり湧水の公園を造ったりするのも、ある一定の県の御指示もありますけども、町として考えなくちゃいけない。それから郷土博物館、そして文化スポーツの施設としていろいろな体育館等々があります。そういったものを、今の時代に沿ってどういう効率的な運営をするためには、長期的な考え方をしっかりと打ち出して、あるところはPFI事業だとかそういうものを使いながら、あるときはもっと場所の効率化、民間の活力を注入させながら長期的スパンで、私のいう長期スパンというのはほぼ20年ぐらいかかるんじゃないかなと思うぐらいのスパンの中で、何から先にこうつくっていくべきか、そこからそれをつくるためにはどこで用地を買って、どこでその費用が巨大な支出になるのは間違いないので、その費用をどこで目的基金として積み立てていくかというような視点が必要だなということで、前段の質問にお答えをしたものでございます。

それから今回の施政方針について私は、今回の能登の特に内灘町と災害応援協定を結んでいるまさかの北陸地方が、こんな事態に陥ると思ってみませんでした。やはりそれ以上のエネルギーをもって巨大地震が起こるだろう、南海トラフの巨大地震を幸田町はいざ迎えるに当たって、この内灘地方の支援への取組が、必ずこの町にもはね返ってくるだろうということで、1月1日以降継続的に支援をさせていただいて、4月以降も長期的に職員を派遣するという考えを表明していきたいと思っております。

そういった意味で、防災対策というものがとても重要になってきたということはおっしゃるとおりであります。菱池の遊水地というようなものがこれが令和8年度に堰堤工事が進めば、かなりの地域の方々の浸水被害は激減化されるということでもありますけれども、今、液状化だとか耐震化構造に対する北陸地方のあの家屋の倒れ方を見ると、まだまだ幸田町もやっておかなくちゃならないことがたくさんあるということで、安全テラスセンターの機能も含めて、子どもたちそして避難所運営、そして体育館のをやはりしっかりした避難所としての機能強化ですかね、そういったものにやっぱり取り組むべきことも踏まえて、施政方針の中に生かしていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 幸田町は総合計画の策定が控えているわけでありまして。今のその財政状況を見ますと、この当初予算で取り崩した財調、これが11億5,000万円ほどになるわけでありまして。そしてまた借金も増えてきている。こういう状況の中で、先ほど町長が言われましたように種をまいて、それが長期的なスパンで考えていきたいと。これが20年だと言われるわけでありまして。そうしますと、このいろいろ施政方針の中に盛り込まれて、そしてこれを、20年のスパンでやっていくんだと言われるならば、これをやはり財政計画というものもきちんとローリングしながら、そして位置づけをして裏づけをとって進めていく、この方向にしていかないと、いずれ破綻してしまうと。今はふるさと寄附金が30億を組まれております。これが実際使えるお金は15億円になるわけですが、例えばこのふるさと納税が、ふるさと寄附金がなくなったとしたら15億円入らない。そうしますと、幸田町のじゃあ財政規模はどれだけかと、この辺をきちんと腹に収めていただかれないと、これは、本当に破綻してしまいます。全て使い果たしてしまっただけで、そして予算編成を組んでいく。これは、大変危険じゃないかと

思うんですけども。この辺について、町長はどう考えておられるのかということでございますが、これについて最後に町長にお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私もその財政状況が破綻するという前提で予算をつくっているものではありません。やっぱりしっかりと財源構成も考えた上であると思いますけれども、先ほど言いましたように幸田町は、不交付団体になったのが昭和61年からですかね。それで今ずっと40年間、不交付団体としてきております。その中にはさっき言われたリーマン・ショックがあり円高があり、幸田町内の企業でもデジカメ売れなくなってきたとか、カメラが売れなくなってきたとか、また地元の企業でも、いろいろな方針転換をしながら幸田町の企業はなり合っているということでもあります。そういった中でもやはり法人税収入のおかげで、私どもはやっぱり起債等々のいろいろな借金をいち早く220億ぐらいあったのを、半分以上ぐらいに減らしてきたということでもあります。

本当にそういった意味で法人税収入、ふるさと納税が今回の幸田町の一つのこれからやろうとする種まきのかなりの部分で貢献していることは間違いありません。ふるさと納税はいつまで続くか、全く分かりません。そういった中でふるさと納税というものを今は大事にして、これが続く限りこれを何とかほかの町に負けないような形で、納税の趣旨をしっかりと理解いただいて、幸田町にいただけるような形にしたいと思っております。

ただし将来的にこの制度がどうなるかっていうのは、本当に分からないものでありますけども、やはり自分としては区画整理事業を進めながら、可住地を調査しながら、企業を誘致しながら、人口が今度の国勢調査でもししたら前回やった国勢調査の人口よりも増えない可能性はあります。これ全国的な現象であります。そういった中で、人口が減るということは水道料金だとか、いろいろな使用料の関係に含めても、町民の方々に迷惑をかけていく機会が多くなるわけですから、そういったことを十分踏まえながら、また財政状況についても将来的な長期計画を踏まえていきたいと思っております。

今度の総合計画の中では、前回の総合計画でも藤田医科大学の病院ができるだとか、菱池遊水地が整備できるだとか、ふるさと納税が始まるなんていうことは、前回の総合計画の中でも全く考えませんでした。だからここでコロナという時代の中で、改めて新しい新総合計画はやっぱり危機管理みたいなものを一番重要視しながら、やはり一つの長期的計画をつくってもいいけども、やっぱりそのように時代の趨勢はならないので、短期スパンの中で一つ一つの時代の流れをしっかり踏まえた中で、予算編成をまた財政計画をつくるべきだと思っておりますが、まだここで私は直接に具体的に議員に御安心できるような財政運営という具体性はちょっと申し上げられませんので、よろしくお願いします。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 最後にしようかと思ったんですけど、ふるさと寄附金のものを、全て種を出す種まきに使うと、そうしますとこれは経常経費が増えますよね。増えるとしたら、ふるさと寄附がなくなった場合の、じゃあ今までやってきたこの財政運営、いわゆる幸田町の税収、これに支えられて、これからそれから運営をしていく、

これが成り立つのかというその危惧であります。

ですので、やはりこれから人口減少時代に入っていくこういう状況の中で、いつ何ぞき思わぬ事態が起こるか分からない。そのときの備えというのは、やっぱり私はこれは必要だというふうに思うわけです。ため込みではありませんよ、やっぱり1年、2年とにかく耐え得るだけの体力をつけていく必要性というものも、必要だというふうに思いますので、その辺のところを分かりやすく、やっぱりそれは今、ふるさと寄附金に支えられての207億1,000万円の財政を組んだということです。じゃあこれがなくなっただけの場合はやはり危惧するわけですね。その辺のところをやっぱり、どうかということでもあります。後年度負担にはやっぱり歯止めもかけていかなければならないわけですし、その辺のところを、ぜひ感じていただきながら、財政運営というのを安定財政を築いていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 先ほど言いましたように、コロナもその財政出動として3年間思わぬ事態でありました。また地震関係についても、思わぬ事態になり得る可能性は十分あるということでございます。

そういった中でふるさと納税が私どもの町で非常に貢献したということは、もう言われもない事実であります。やはりふるさと納税の一番品目を上げている場所におきましても、本当に小さな町工場でありました。今の産品を算出しておりませんでした。小さな町工場を、私どもの町は留置という形で、企業留置という形で今何とかこのような形になってきたらということで、本当にそこからいただく収益というものは大きいです。もちろん経常経費というものを支払いながらやっていくので、全てが利益になるわけではありません。

今も言いましたように、今後、ある程度議会の中でこの事業は絶対早くこの事業を早く進めていかなくちゃならないという、ここが一番難しいんですけど、そういう合意ができたならば、そういったところへ基金を積み立てて、目的な基金を積み立てて、そこには絶対その基金をためておいてこのために使うんだというような形がしっかりできれば、いい運営になるかと思っておりますけれども、そうはならないうちに財政状況といいますか、特に景気の状況が、全く見据えないようなときになったときにどうするかというようなことが必要でありますけれども、やはり幸田町としても、見極めるということにおいては、まだまだ精査すべきいろいろな事案、事象がございますので、その辺を見極めた上で、またしっかり総合計画の中で具体的な財政計画を位置づけるというような形で進めさせていただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） よろしくお願ひいたします。次の質問に移ります。

町職員の働き方とハラスメントゼロについてであります。

「助けてください」と、愛知県人事委員会と各新聞社宛に幸田町の職員から切実な訴えが、昨年11月に提出されております。このことについてまず、愛知県人事委員会に提出をされた内容について把握しておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） この件につきましては、本町は愛知県に公平委員会の事務を委託しております。ハラスメントにつきましては、苦情相談の対象となるということでございまして、承知をしているところでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） それでは、その内容について調査あるいは何らかの対応をしたのか、また不作為的に済ませたのか、訴えについて、どのように対応したのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 今回の訴えにつきましては、人事委員会としましては、あの経緯を申し上げます。差出人の記載がない匿名であったことから、差出人が本町の職員かどうか特定できないため、苦情としての処理をしておられません。しかし、訴えの内容が幸田町に関係するのではないかとということで、本町宛情報提供という形でされたものでございます。なお、封筒の消印でございます。こちらは蒲郡であったとのことであります。

人事委員会としましては、本町に情報提供することをもちまして、それ以上の対応を打ち切っておられますので、本町としても事実確認ができないため、対応できない状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 訴えにあった中身の一部でありますけれども、お聞きください。

「やりきれない量の仕事を割り当てられているのに、遅くなれば遅いと叱責され、急いでやってミスがあればミスを責められ、本人の意に反して始末書を何度も書かされます。多くの職員が苦しみ、つらい思いをし怒っていますが、立場が下なのでどうすることもできません。やりきれない量の仕事を割り当てられている証拠は、職員の時間外勤務状況を情報公開請求してください。労働基準法の月45時間の時間外規制は無視されており、緊急業務ではない通常業務なのに、いつも45時間を超えて勤務している職員が大勢いて、いつも過労死ラインの職員もいます。改善される見込みもありません。これは違法行為だと思います。そして多くの職員が病気で休職をしております。」というふうになってきております。

先ほどは、幸田町の職員かどうかわからないというような答弁でありましたけれども、しかしながらその中には、ちゃんと幸田町というような記載もあるわけでございます。ですので、これは、郵便局が蒲郡から発送されたものであったと、こういうことを言われますけれども、しかしながら、やはり匿名であるということは、これはやはり何らかの理由がある。明かせない理由があるわけであります。やはりこれは、事実が把握できないとしてほかっておいたよと。これでは、職員も浮かばれないわけであります。

そこでお伺いしますが、職員の勤務時間、そして有給休暇の取得状況に、これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 職員の勤務時間でございます。この地方公務員法の中で各自治体の条例で定めることとされております。本庁職員の勤務時間は一日7時間45分、一

週間で38時間45分と定められております。

有給取得の関係でございます。令和4年の4月1日から令和7年の3月31日までの3年を計画期間としまして、幸田町特定事業主行動計画というものを定めております。仕事と生活の調和、ワークライフバランスの実現を目指す計画でございます。その計画におきましては、職員一人当たりの年間平均年次休暇取得日数、こちらを11日目標として掲げておりまして、有給取得の推進を呼びかけております。

実績でございます。昨年度令和4年度の常勤職員全体の年次休暇取得状況は、13.02日。遡りまして令和3年度が11.191日、令和2年度が10.95日でございます。この目標については達成されているという状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 有給休暇の取得状況でございます。これは、年間20日あるわけでございますけれども、繰り返して使うと40日になるわけでありまして。この有給休暇の取得状況を見ますと、年間の11日目標というのは、これは少ないじゃないですか。やっぱりこの年間で消費できるようにしていくべきではなかろうかと、これは20日ある人もない人もあるわけでありまして、平均であります。しかしながら、こうした有給休暇の取得は、やっぱり皆さん100%取れるような状況が、これは働く上で、やはり大事ではないかなというふうに思います。

次に、時間外勤務の状況についてお聞きをいたします。長時間勤務の実態、この報告についてお願いしたいと思いますが、また、これは後ほど一覧表で出していただけるかどうかお願いします。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほどの有給休暇の取得推進につきましては、今年度、特に、年末年始の長期休暇ということで1日早く取れるように、1日遅くまで取れるようにというような推進を図ってきておりますので、その結果、効果も出ているということでございますので、100%に近い形で取れるように推進をしていきたいというふうに思っております。

それから、時間外勤務の状況でございますが、職員一人当たりの年間平均時間外勤務の時間数、こちらの実績でございます。令和2年度が171.67時間、月にしまして14.30時間。令和3年度が199.26時間、月16.60時間。令和4年度は193.8時間、月16.15時間とほぼ横ばいで推移をしている状況でございます。

先ほど議員から言われました時間外勤務の一覧表につきましては、後ほど提出のほうをさせていただきよう、準備をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 時間外勤務の平均を出していただきましたけれども、この長時間勤務の実態、これはどのような実態があるのか。これ訴えにもありましたよね、月45時間以上超えている職員がたくさんいると、こういう状況の中で、私が一昨年一般質問でお聞きしたときには、80時間を超える職員もおる、それから100時間を超える職員もいる、こういう実態が報告されたわけでありまして。やはりこれは、人事の関係で言えば、きちんとその一人一人の職員の置かれている状況を確認するためにも、

この一人一人出すべきであり、また１００時間を超え８０時間超えると過労死、このラインに入るわけです。１００時間超えるとこれ異常だと言わざるを得ない状況でありますので、その辺のところを、長時間勤務の実態、これがどれぐらいあるのか、お答えください。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 月４５時間というを超えてくると、かなり厳しい状況であるのかなというふうに思っておるわけですが、月４５時間を超え１００時間未満の職員数でございます。令和２年度が延べで申します、２４２人、月で２０．２人。令和３年度が延べで２６８人、月２２．３人。令和４年度が延べ２５１人、月２０．９人とほぼ横ばいでございます。それから月１００時間以上の職員数でございます。令和２年度が、延べ１４人、月で１．１６人。令和３年度が延べ３４人、月２．８３人。令和４年度が延べ２５人、月で２．０８人ということでございます。

○議長（藤江 徹君） １４番、丸山君。

○１４番（丸山千代子君） ありがとうございます。このように、本当に非常に多くの職員が長時間労働に携わっているわけであります。今年度、来年度、幸田町の予算編成の中では、職員のこのメンタルの部分で予算もつけられているわけでありますが、予算をつけるよりはまずは、やっぱりノー残業デーを増やすべきではなかろうかということであります。それが職員の健康を守る道であります。この、ノー残業デー、これは年に１回取り組んでおられるということでありますけれども、愛知県では、毎週ノー残業デーというのを取り組んでいるわけであります。取られない職員も中にはいるかというふうに思うわけでありますけれども、だけでも、毎週毎週やっぱり残業がないと、これは本当に解放されるわけであります。

そしてまた、新聞報道でもありましたけれども、ある市の場合週３日勤務と、こういうような取組もなされている状況の中で、こうした職員に過重負担をかける、これは何としても解消していかなければならない、それにはやはり職員を増やす、こういうことかというふうに思いますけれども、その点についてやっぱり改善をしていく方向でお願いをしたいというふうに思います。

次に移ります。訴えにある管理職級のサービス残業の捉え方であります。

この管理職手当というのは幾らぐらいなのかということと、それから例えば主幹以上が管理職になっていくわけであります。この管理職手当と残業、例えばその管理職が勤務時間以外に勤務をして、それが月１００時間も超える勤務になったとした場合、これは管理職手当と、それから残業手当と比較した場合どうなるのかということでありますよね。これは体のよい労働力の確保じゃないですかと、こう言いたくなってしまうということでありますけれども、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほどのノー残業デーにつきましては、愛知県内の一斉ノー残業デー、こちらが１１月の第３水曜日ということで、本町も実施をさせていただいております。

それで、この早期定時退庁この効果が出ておりますので、議員御指摘の点をよくよく

持ち帰りまして、考えていきたいとは思っております。

それから管理職手当につきましては、部長級が8万8,500円、これ月額でございます。次長級が7万2,700円、課長級が6万2,300円、主幹級が4万5,700円ということでございます。

先ほど言われている管理職手当は、手当ということでございますので時間換算するものではないというふうに思っておるわけでございますが、実際の管理職の働き方にしましては、部署により様々であるというふうに認識をしておりますけれども、通常業務ではない例えば災害、選挙執行、こうしたものの場合は、この管理職手当の範囲内の働き方を余儀なくされているというふうに認識をしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 管理職といいますと、やっぱりこの部下のいろいろな、見守ったりあるいは補佐したり、いろいろとあるわけでございます。この管理職手当というのは、これはもともと、どういうことでつけられたのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 管理職手当が導入される経過については、申し訳ございません、はっきりとした答弁はできないわけでございますが、やはり管理職ともなりますと、5級である課長補佐以下も含め指導する立場でございますので、責任も重大でございます。こうした点を踏まえまして、手当がつけられてきたという経緯があるのではないかとこのように、個人的には思っております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 残業をした場合、例えば100時間働いたとした場合、月に、これは残業手当って幾らぐらいになるんでしょうかね。

○議長（藤江 徹君） 総務部長。

○総務部長（林 保克君） 管理職が働いた場合ということでよろしいですか。一般職ですか。

これ一概に役職といいますか、一概に言えないというふうに思っておりますので、例えば5級の課長補佐級でありますと、平日に働いたとすると大体時間給が3,000円程度だというふうに思っております。それに時間数を掛けた額が支給されるというふうに認識をしております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 月に、よく分かりやすいように100時間働いた場合、3,000円ですよ。代休も取る場合もあるかと思うんですけども、しかしながら100時間働いた場合、3,000円ならば30万円ですよ。そうすると、例えばこれ管理職がそれぐらいやったとした場合、これはもう管理職手当じゃ追いつかない、こういう状況になるわけですよ。ですので、これはサービス残業に当たる部分になるかというふうに思います。私はやはりこの辺のところはきちんと、役職についてもこの辺の職員管理っていうのはやっていくべきだと思うんですよ。

そこでお聞きするわけでありますけれども、副町長、副町長の職務というのは、これは地方自治法に167条の第1項に定められております。副市町村長は地方公共団体の

長を補佐し、町の名を受け政策及び企画をつかさどり、補助機関である職員の担当する職務事務を監督する、または職務を代行する役割を担っているとされております。そういう状況の中で町長の代行、こういうようなこともあるわけですので、内部事務もつかさどる。こういうことから、やはりこれは職員の健康管理、こうした時間外勤務の状況、こういうものも全体を見回しながらやって管理をしていくべきだというふうに思うんですけれども、この辺のところはどう考えておられるのかお伺いしたいなというふうに思います。私は一昨年もこの質問をしてまいりましたが、そのときは副町長にはお聞きいたしませんでした。ですけれども、やはりこうした長時間勤務の実態が相当数出ているっていうことは、やはり副町長の監督も必要ではなかろうかというふうに思いますので、その辺のところをお聞かせください。

○議長（藤江 徹君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） まず管理職の関係でございますけども、これは法律とあと条例、あと二つの規則に定められております。それに基づいて、管理職としての手当、を支給をしておるということで、法等で決められておるという内容であると思います。

また時間外手当に、時間外につきまして、それはもちろん、時間外を減らしていくっていうのは非常に大切なことだというふうに感じております。当然所属長が、時間外命令を発するわけでありまして、それを、本当に時間外が必要なのかどうかというのも所属長がしっかりそれは確認をしなければいけないというふうに考えておりますし、また部課長連絡会等にも、各課等も踏まえて、時間外がどのような状況になっているかということも報告をさせていただいております、見える化という形をさせていただいております。

またそれぞれ時間外勤務が多い場合、80時間を超えた場合には産業医に強制的に面談をしてもらうとか、そういう形で産業医への診断もお願いしておりますし、また来年度のカウンセラーの予算もお願いをさせていただいております、そういう形での認識を持っておるということでございます。

以上でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 副町長は、内部事務を統括する立場にあるわけでございますので、その辺のところをしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。訴えの中にはパワーハラスメントの実態が横行しているというようなことが書かれてありました。これが、横行しているとしたら問題ではないかと私は思います。幸田町職員において、この実態はどうか、これはまた同じく副町長に、内部事務の関係でお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） それにつきまして、訴えにありますその文章を、先ほど部長から答弁させていただいた内容の文章でありますので、この文書の内容について、質問されてどのように答弁したらいいのかということはあるかと思っております。この文書の内容についてですね。

ただ一般論として、ハラスメントにつきましては、まず総務部の人事秘書課で窓口を

設けております。また職員安全衛生委員会等で健康講座の研修を5年間にわたって、若手とベテランを踏まえて、ハラスメントの講座を実施をさせていただいております。これにつきましてはアンケートをとっておりまして、それぞれ非常に職員からのアンケートの結果がいいということで、それでは全員が受講できるような形で、健康講座って毎年変えてる。過去は変えておったわけですがけれども、非常にいい講師であるということで、この講師に5年間お願いをしました。私も2回目だったと思いますけれども、2年目だったと思いますけど受講させていただいて、非常にいい講演だったなというふうに考えております。

またその研修会の中で、アンケートを回収をしておりますし、その中で、何かそういうハラスメント等があるかどうかということでのチェックもさせていただいておりますし、また一年に1回、パソコン上ですがけれどもストレスチェックをさせて、全職員にストレスチェックをさせていただいて、職員安全衛生委員会を2か月に1回開催をしておりますけれども。そういう中で、その内容について衛生委員会の中でも、共有をさせていただいているというような形で進めさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 理事者のほうの答弁時間が少なくなってきましたので、一括して質問してまいります。

2020年の6月に労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法が施行され、2022年4月から従業員規模を問わず、全ての企業にパワハラ対策が義務づけされたものであります。ハラスメントというのは、御承知のように言い方が威圧的であったり陰湿であったり、また言葉や態度、身振りなどで人格や尊厳を傷つけたり、精神的に追い詰めてくる行為であります。パワハラの累計、このようにいろいろと定義をされているわけですが、こうしたことが、あったとした場合、やっぱりこれはあるなしに関わらず、町でそうした講義も行っているならば、私はこれは、実際このような人事委員会、あるいは新聞社に投稿するような、こういうことが起きるってということは、やはり調査をするべきだと、アンケートをするべきだと思うわけでありまして。そうした実態把握のため、率直な職員のアンケート調査することが必要だと思うわけでありまして、これを聞きたいこと。

それからもし被害があったとした場合は、その被害にはどのように対応していくのかということ、このことと同時に、やはり幸田町職場においてハラスメントゼロの取組、これをやっていくべきだと思うんですが、この宣言について、その三つについてお答えいただきたい。簡潔にお願いします。

○議長（藤江 徹君） 理事者に申し上げます。残り時間が、答弁時間残り3分ですので、簡単明瞭をお願いいたします。

総務部長。

○総務部長（林 保克君） 先ほどの訴えにつきましては事実確認ができない以上、信憑性にも欠けるという認識を持っておりますので、御理解のほうをいただきたいというふうに思っております。

それからアンケートのほうでございます。先ほどの訴えに関するアンケート、この件につきましてはアンケートを実施する予定はございません。ただ、職員のパワハラの実態、こういったものをつかむためのアンケート、こういったものは時と場合によっては必要であるというふうなこともございますので、まずは人事秘書課において相談窓口の充実、これを図りたいと思っておりますが、アンケートについては研究を進めていきたいというふうに思っております。

それから、ハラスメントゼロの取組でございます。こちらについては、あの宣言については今のところ考えておりませんが、東京都であるとか長崎県議会、こういったところでも最近条例の制定をされるというようなことも聞いておりますので、こうした動きなども今後よくよく研究をし、ハラスメント防止のための良好な勤務環境を確保するよう努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 声なき声の抗議が、やはり分かっていただけないということは残念であります。やはり、職員の置かれている状況の中で、働き方いわゆる幸田町職場が働きやすい、こうした環境にしていくためにも、やはり実態、実態といいますか、職員の声を聞き、そしてそのための改善をしていくその取組、そしてまたハラスメントゼロ、パワハラゼロ、この宣言こそ有効な手段ではなかろうかというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。若者支援についてであります。

若者とは、18歳以上から39歳ぐらいまでの年代と定義づけられており、若者に対する応援支援が全国でも取り組まれるようになりました。内閣府の令和4年度の子ども・若者の意識と生活に関する調査では、不登校、ひきこもり、学校生活になじめない、就職後のつまずきなど対人関係でのつまずき、悩みを抱え、生きづらさを抱える若者の存在が浮き彫りとなってきております。広義のひきこもりが2.2%強と出ているわけです。

幸田町においても、若者が置かれている現状を把握することが必要ではないでしょうか。生きづらさや困難を抱えている若者への支援、若者の社会的自立に向けた応援、若者支援施策の取組を伺うものでありますが、幸田町では出産から子育てなど切れ目のない支援を行っております。若者支援については、青少年健全育成事業だけであります。多くの若者が社会とつながることによって、若者が住みたくなる町になるのではないのでしょうか。それには、若者が集える場の提供も必要ではないかと考えます。若者から居場所要望なども出ております。そうした若者の居場所づくり、これについてまず伺いたいと思います。簡潔にお願いします。

○議長（藤江 徹君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本晴彦君） 私からは、各種障害者手帳を取得する人や何らかの事情によって悩みを抱える若者を、生きづらさを抱える若者の観点からお答えをさせていただきます。

手帳を取得する人の住むところや、生きがいや活動する居場所につきましては、必要だと考えております。一方で、生きづらさや悩みを抱えるひきこもりの方も含めて、そ

ういう若者の方々に対しては、一人一人寄り添って信頼をつくり、悩みを聞くことのできる人材の必要性和、それから自宅以外に安心して声を上げられるネット空間などの、そういった居場所が必要ではないかと考えております。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 一括で質問させていただきます。

生きづらさや就職後のつまずき、ひきこもりなど若者を取り巻く環境が大きく変化してきております。若者が置かれている状況を把握するためのひきこもりの実態調査の考えについても伺いたいと思います。

私は今年の1月23日ですかね、八王子市に若者支援について勉強してまいりました。その中で、八王子市におきましては、子ども・若者と位置づけながら、出産から子育てそして若者、こうした支援を一括的に取り組んでいる、こういう状況であったわけですが、その中で今の若者の置かれている状況、これの対策として力を入れておられました。この相談体制や支援、そして、今、厚生労働省が行っている若者サポートステーションとの連携強化でありました。この、幸田町には蒲郡のサポートステーション、若者サポートステーションがあるわけでありまして。これは役場の2階に毎月、ガンサポの委託事業の中で書かれてあるわけでありましてけれども、これがやっぱり若者の要するに困難を抱えた若者の居場所づくり、そしてそれが自立に向けた支援ということであるいろいろな取組をされておられたわけでありましてけれども、残念ながら幸田町の中では月に1回から2回ぐらいであります。このぜひ強化をしながら、なおかつ幸田町内においても、出張じゃないんですが、そうした取組ができる施設といいますか、その確保もお願いをしながら、若者が自由に、こう行ける場所をやっていく。そしていろいろなセミナーをしながら就職支援とかそういうことをやっていく、それがやはり効果を上げるのではないかというふうに思いますので、その両方を合わせた形の中でお願いできないかということでもあります。

また次の計画の中には、やはり子ども対応だけでなく、若者も入れた計画づくり、こうした取組を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（藤江 徹君） 答弁者に申し上げます。残り1分ですので、本当に簡単に明瞭にお願いします。

環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今、議員言われた若者サポートステーション、こちらにつきましては、幸田町は今おっしゃったように蒲郡のステーションと連携をしておるところであります。チラシを配布したり、それから蒲郡へのステーションへの案内、それからこれも言うていただきましたように出張相談もやっております。この辺の動向もしっかり調査しながら、充実に向けては、少し検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） すいません、はい、結構です。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 答弁はなかったようですが、やはり子どものみならず若者、若者が将来にわたってこの幸田町で住み続けられる、そうした魅力的なまちづくりのために計画もよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山千代子君の質問は終わりました。

これで一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は3月7日木曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問された議員は、議会だよりの原稿を3月19日火曜日までに、事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 0時15分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 6 年 3 月 5 日

議 長

議 員

議 員